



金沢市公報

第2600号

平成20年(2008年)9月22日

〒920 8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金沢市役所

(題字 山出金沢市長)

| 目次 | ページ |
|--|-----|
| 告 示 | |
| 金沢市情報公開及び個人情報保護に関する条例の規定に基づく届出のあった個人情報ファイルについて (広報広聴課) | 1 |
| 道路の供用の開始について (道路管理課) | 1 |
| 昭和50年告示第2号(金沢市収納代理金融機関について)の一部改正について (会計課) | 2 |
| 昭和52年告示第82号(金沢市収納取扱金融機関について)の一部改正について (") | 2 |
| 公 告 | |
| 金沢農業振興地域整備計画の変更について (農業総務課) | 2 |
| 浄化槽保守点検業者の登録事項の変更について (環境指導課) | 3 |

| | |
|--|---|
| 土地区画整理組合の事業計画の変更認可の申請に係る当該変更事業計画の縦覧について (市街地再生課) | 3 |
| 農業委員会告示 | |
| 平成20年第4回金沢市農業委員会総会の招集について (農業委員会事務局) | 3 |
| 公営企業告示 | |
| 昭和50年公営企業告示第2号(収納取扱金融機関について)の一部改正について (企業総務課) | 4 |
| 公営企業公告 | |
| 指定給水装置工事事業者の給水装置工事の事業の廃止について (企業総務課) | 4 |
| 下水道排水設備工事事業者の指定の取消しについて (") | 4 |

告 示

●金沢市告示第208号

金沢市情報公開及び個人情報保護に関する条例(平成3年条例第2号)第21条第1項の規定による届出のあった個人情報ファイルについて、同条例第22条の規定により、次のとおり告示します。

平成20年9月22日

金沢市長 山 出 保

新たに作成し、又は取得した個人情報ファイル

| 番号 | 名 称 | 利用目的 | 収集方法 | 収集対象者の範囲 | 記録項目 |
|----|---------------------|----------------|------|--------------------------|--|
| 1 | 平成20年7月大雨災害 り災台帳 | り災証明書の発行 | 本人から | 平成20年7月28日大雨 災害による被災者 | 氏名、り災物件所在地、 建物区分、建物種類、 家屋り災状況及び調査 日 |
| 2 | り災証明書申請者一覧 | り災証明書の発行管 理 | 本人から | 平成20年7月28日大雨 災害による被災者 | 氏名、住所、送付先住 所、り災物件所在地及 びり災物件所有者名 |

●金沢市告示第209号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始します。

なお、その区間を表示した図面は、金沢市都市整備局土木部道路管理課において平成20年9月22日から同年10月6日まで一般の縦覧に供します。

平成20年9月22日

金沢市長 山 出 保

| 路線名 | 区 間 | 供用開始日 |
|------------------------------|---|------------|
| 1 級 幹 線 130 号 三 池 ・ 高 柳 線 | 三池高柳土地区画整理事業地内 12街区 2番 先から 高 柳 町 二 字 15番 1 先まで | 平成20年9月23日 |

●金沢市告示第210号

昭和50年告示第2号（金沢市収納代理金融機関について）の一部を次のように改正し、平成20年10月1日から効力を有するものとします。

平成20年9月22日

金沢市長 山 出 保

表中

「

| | | |
|----------|--------------------|------|
| 商工組合中央金庫 | 東京都中央区八重洲2丁目10番17号 | 金沢支店 |
|----------|--------------------|------|

」を

「

| | | |
|--------------|--------------------|------|
| 株式会社商工組合中央金庫 | 東京都中央区八重洲2丁目10番17号 | 金沢支店 |
|--------------|--------------------|------|

」に

改める。

●金沢市告示第211号

昭和52年告示第82号（金沢市収納取扱金融機関について）の一部を次のように改正し、平成20年10月1日から効力を有するものとします。

平成20年9月22日

金沢市長 山 出 保

表中

「

| | | |
|----------|--------------------|------|
| 商工組合中央金庫 | 東京都中央区八重洲2丁目10番17号 | 金沢支店 |
|----------|--------------------|------|

」を

「

| | | |
|--------------|--------------------|------|
| 株式会社商工組合中央金庫 | 東京都中央区八重洲2丁目10番17号 | 金沢支店 |
|--------------|--------------------|------|

」に

改める。

公 告

金沢農業振興地域整備計画を変更するため、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第4項において準用する同法第11条第1項の規定により公告し、当該農業振興地域整備計画の変更案及び当該農業振興地域整備計画を変更しようとする理由を記載した書面を次のとおり縦覧に供します。

なお、当該農業振興地域整備計画の変更案のうち、農用地利用計画の変更案に係る農用地区域内にある土地の所有者その他その土地に関し権利を有する者は、当該農用地利用計画の変更案に対して異議があるときは、本市にこれを申し出ることができます。

また、当該農業振興地域整備計画の変更案について意見のある本市の住民は、本市に対して意見書を提出することができます。提出された意見書については、その要旨及び処理結果を公告します。

平成20年9月22日

金沢市長 山 出 保

1 農業振興地域整備計画の変更案の縦覧の期間及び場所

(1) 期間

平成20年9月22日から同年10月22日まで

(2) 場所

金沢市広坂1丁目1番1号 金沢市産業局農林部農業総務課

2 農用地利用計画の変更案に対する異議の申出先、申出方法及び申出期限

- (1) 申出先
金沢市産業局農林部農業総務課
- (2) 申出方法
書面により持参又は郵送（郵送による場合は、申出期限までに必着のこと。）
- (3) 申出期限
平成20年11月6日

3 意見書の提出先、提出方法及び提出期限

- (1) 提出先
金沢市産業局農林部農業総務課
- (2) 提出方法
持参又は郵送（郵送による場合は、提出期限までに必着のこと。）
- (3) 提出期限
平成20年10月22日

金沢市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（昭和60年条例第36号）第6条第2項において準用する同条例第4条第1項の規定により、次の者の浄化槽保守点検業者登録簿を変更登録したので公告します。

平成20年9月22日

金沢市長 山 出 保

| 登録番号 | 名 称 | 所 在 地 | 変更登録年月日 |
|------|-------------|---------------|-----------|
| 4 | 木谷薬品工業 株式会社 | 金沢市新保本5丁目46番地 | 平成20年9月8日 |

次の土地区画整理組合の事業計画の変更認可に係る申請があったので、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、当該変更事業計画を公衆の縦覧に供するため、土地区画整理法施行令（昭和30年政令第47号）第3条の規定により、次のとおり公告します。

なお、利害関係者は、縦覧に供された変更事業計画について意見がある場合においては、平成20年9月23日から同年10月20日までに、金沢市長に意見書を提出することができます。ただし、都市計画において定められた事項については、この限りではありません。

平成20年9月22日

金沢市長 山 出 保

| 土地区画整理組合の名称 | 縦覧期間 | 縦覧場所 | 縦覧時間 |
|-----------------|---------------------------|--------------------------------|------------------|
| 金沢市松村第二土地区画整理組合 | 平成20年9月23日から 同年10月6日まで | 金沢市広坂1丁目1番1号 金沢市都市整備局市街地再生課 | 午前9時から 午後6時まで |

農 業 委 員 会 告 示

●金沢市農業委員会告示第15号

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第21条第1項の規定により、平成20年第4回金沢市農業委員会総会を招集し、金沢市農業委員会会議規則（昭和36年農業委員会規則第3号）第3条第1項の規定により、次のとおり告示します。

平成20年9月22日

金沢市農業委員会

会長 朝 倉 忍

1 日時

平成20年9月25日午後3時

2 場所

金沢市議会全員協議会室

3 議案

- (1) 農地法(昭和27年法律第229号)第3条第1項に規定する許可の申請について
- (2) 農地競(公)売適格者証明願について
- (3) 農地法第4条第1項に規定する許可の申請に対する意見決定について
- (4) 農地法第5条第1項に規定する許可の申請に対する意見決定について
- (5) 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について
- (6) 農用地利用集積計画の決定に対する意見決定について

公 営 企 業 告 示

●金沢市公営企業告示第14号

昭和50年公営企業告示第2号(収納取扱金融機関について)の一部を次のように改正し、平成20年10月1日から効力を有するものとします。

平成20年9月22日

金沢市公営企業管理者 古 田 秀 一

表中

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 「 | 「 | 「 | 」 | 」 | 」 |
| | 「 | 「 | 」 | 」 | 」 |
| | | 「 | 」 | 」 | 」 |
| | | | 」 | 」 | 」 |
| | | | | 」 | 」 |
| | | | | | 」 |

改める。

公 営 企 業 公 告

金沢市指定給水装置工事事業者規程(平成9年公営企業管理規程第12号)第6条の規定により、次の指定給水装置工事事業者から、給水装置工事の事業を廃止した旨の届出があったので、同規程第9条の規定により公告します。

平成20年9月22日

金沢市公営企業管理者 古 田 秀 一

| 指定番号 | 商号又は法人名 | 所在地 | 届出年月日 |
|------|-----------|--------------|-----------|
| 137 | 向川工設 株式会社 | 金沢市利屋町る34番地1 | 平成20年9月1日 |

金沢市下水道排水設備工事事業者の指定等に関する規程(平成13年公営企業管理規程第3号)第10条第1項の規定により、次の者の下水道排水設備工事事業者としての指定を取り消したので、同規程第11条の規定により公告します。

平成20年9月22日

金沢市公営企業管理者 古 田 秀 一

| 指定番号 | 商号又は法人名 | 所在地 | 取消年月日 |
|------|-----------|--------------|-----------|
| 181 | 向川工設 株式会社 | 金沢市利屋町る34番地1 | 平成20年9月1日 |

| | | | |
|-------------------|---------|-----|--------------------------|
| 平成20年(2008年)9月22日 | 印刷 | 発行人 | 金 沢 市 |
| 平成20年(2008年)9月22日 | 発行 | 発行所 | 金 沢 市 役 所 |
| | 定価 120円 | 印刷所 | 石川県金沢市玉鉾4丁目166番地 (株) 共 栄 |